

団 委 員 長 各 位  
地 区 役 員 各 位  
県 連 盟 役 員 各 位

日本ボーイスカウト神奈川連盟  
県連盟コミッショナー 清水 裕

【総会成立の資格審査結果について】

本総会の成立について発表します。

神奈川連盟規約第 9 条「総会の成立と議決」に、総会の定足数は議員の過半数で成立する」とされており、今般の書面総会についても同様、返送され有効なハガキの枚数が過半数で総会が成立する旨記載されています。

まず議員の総数ですが、規約第 7 条に基づく議員の構成員は以下の通りです。

1) 加盟団を代表する者 (各団 1 名)

○加盟員で加盟団を代表する者 【127】名 (【127】コ団)

2) 第 31 条に規定する県連役員で名誉役員を除く

○県連盟規約第 31 条に規定する本連盟役員

連盟長	1 名	
副連盟長	1 名	
理事長	1 名	
副理事長	3 名	
地区代表理事	6 名	
業務執行理事	8 名	
県コミ	1 名	
県副コミ	8 名	
名誉会議議員	6 名	
監事	3 名	【総数合計 38 名】

3) 地区コミッショナー 【6】名 (【6】地区)

従って議員の総数は、【171】名 となります。

このうち、

☆ハガキ返送数 【 160 】名

☆有効数 【 160 】名

従って、

総会成立要件の過半数【 86 名】を満たしておりますので  
本総会は成立いたしました。以上ご報告いたします。

※ 県連規約第 45 条に役員任期の規定があり、「役員任期は、任期の最終年度の年次総会終了時までとする」となっております。